

別紙

## 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

高松市地域農業再生協議会
--------------

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
高松市地域農業再生協議会	28,231,000	28,231,000	28,231,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

28,231,000

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物								新市場 開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀			その他	畑地化
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
1-1	ブロッコリー(基幹作)	1	10,000																	12,000	12,000,000	
1-1	ナバナ(基幹作)	1	10,000																	1,650	1,650,000	
1-1	レタス(基幹作)	1	10,000																	800	800,000	
1-1	ニンニク(基幹作)	1	10,000																	900	900,000	
1-1	キュウリ(露地のみ)	1	10,000																	700	700,000	
1-1	エンサイ	1	10,000																	50	50,000	
1-1	オクラ	1	10,000																	380	380,000	
1-1	青ネギ	1	10,000																	750	750,000	
1-2	ブロッコリー(二毛作)	2	10,000																	2,430	2,430,000	
1-2	ナバナ(二毛作)	2	10,000																	1,000	1,000,000	
1-2	レタス(二毛作)	2	10,000																	120	120,000	
1-2	ニンニク(二毛作)	2	10,000																	250	250,000	
2	黒大豆(共済引受要件なし)基幹作	1	20,000		500															500	1,000,000	
2-2	黒大豆(共済引受要件なし)二毛作	2	20,000		100															100	200,000	
3	耕畜連携生産加算	1	10,000			200			1,800											2,000	2,000,000	
4	地域麦担い手加算二毛作	2	1,000	40,010																40,010	4,001,000	
合計(基幹)※4			実面積	0	500	200			1,800										19,730	28,231,000		
合計(二毛作)※4			実面積	40,010	100														43,910			

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

—

5. 所要額が配分額を超過した場合の調整方法

他の協議会から流用額を加算後も不足が生じた場合は、一律に単価調整係数(流用後の配分額/実績額)を乗じて単価を調整する。調整後の単価は、切り捨てにより10円単位とするが、調整後の単価は、当初の設定単価を上回ることはできない。

6. 高収益作物について

—

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	高松市地域農業再生協議会		整理番号	1-1, 1-2	
使途名	地域特産物助成				
対象作物	ブロッコリー、ナバナ、レタス、ニンニク(基幹作、二毛作) エンサイ、オクラ、キュウリ、青ネギ(基幹作)				
単 価	ブロッコリー、ナバナ、レタス、ニンニク 10,000円/10a(上限)(1-1.1-2) エンサイ、オクラ、キュウリ、青ネギ 10,000円/10a(上限)(1-1)				
課 題	<p>地産地消の推進のために高松産ごじまん品野菜を中心に振興を図る。また、大都市消費地の人気野菜も併せて振興を図る。また、高齢化が進む中、経営規模の零細性を補う生産性の高い水田農業の振興を図り、地域特産物として生産拡大していくためには、軽量野菜を中心に高収益作物への転換を推進していく必要がある。特に、水稲の裏作として取組める冬物野菜は、減少傾向にある水稲振興と合わせて効果が期待できる。また、露地野菜の代表であるブロッコリー、ナバナなどは、水田を広く有効活用していくことが可能であるとともに、全国的にも有数の産地になるほど生産量が伸びてきており、攻めの農業にふさわしい作物として生産拡大を図る。一方で、ニンニクやエンサイ、オクラなどは狭隘農地においても十分な収穫量が確保できる作物であり、重要な作物としてブランド化も含めて推進していく。冬野菜であるブロッコリー、ナバナ、レタス、ニンニクについては二毛作助成を行うことで2018年度は生産拡大が図れており、稲作との連作を促進して稲作農家減少にも歯止めをかけていく。キュウリについては、2019年度から露地もののみを助成対象とし、ハウス栽培を交付対象外にしたことから大幅減とることから、2020年度の目標値を下げる。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	ブロッコリーの作付面積 ナバナの作付面積 レタスの作付面積 ニンニクの作付面積 エンサイの作付面積 オクラの作付面積 キュウリの作付面積 青ネギの作付面積	—	112.90ha 20.1ha 7.0ha 11.0ha 0.8ha 4.2ha 14.0ha —	144.3ha 26.5ha 9.2ha 11.5ha 0.5ha 3.8ha 7.0ha 7.5ha	125.0 22.0 8.0 12.0 1.0 4.5 10.0 8.5
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	ブロッコリーの作付面積 ナバナの作付面積 レタスの作付面積 ニンニクの作付面積 エンサイの作付面積 オクラの作付面積 キュウリの作付面積 青ネギの作付面積	85.6ha 14.7ha 5.3ha 7.8ha 0.4ha 3.9ha 13.8ha —	131.2ha 23.3ha 9.2ha 8.2ha 0.3ha 3.6ha 5.9ha (7.7ha)	—	—
内 容	高松市地域農業再生協議会が指定した地域特産物の作付面積(露地)に対して助成				
具体的要件	1)助成対象者 実需者に出荷・販売することを目的として、助成対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織 2)助成対象水田 ①経営所得安定対策等営農計画書に記載された水田(水田活用の直接支払交付金の交付対象水田) ②露地栽培を対象とし、ハウス栽培のものは対象としない。 3)助成対象作物 ブロッコリー、ナバナ、レタス、ニンニクは基幹作及び二毛作として、エンサイ、オクラ、キュウリ、青ネギは基幹作として、通常の栽培方法により作付けした2019年産(2019年度内に収穫)のもの				
取組の確認方法	1)助成対象者 農業者は、対象作物の出荷・販売状況が分かる書類、集落営農組織については、規約と共同販売經理の確認と出荷・販売状況が分かる書類を提出。 2)助成対象水田 ①経営所得安定対策等営農計画書と水田台帳との照合による確認 3)助成対象作物 現地確認による確認				
成果等の確認方法	ブロッコリー、ナバナ、レタス、ニンニク、エンサイ、オクラ、キュウリ、青ネギの面積は、2020年3月末までに支払対象面積を集計				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	高松市地域農業再生協議会			整理番号	2	
用途名	地域大豆生産加算					
対象作物	黒大豆(基幹作・二毛作)					
単 価	20,000円/10a(上限)					
課 題	<p>黒大豆は、夏期における重要な戦略作物であり、加工用等に使用するなど地域での需要もあることから、支援により作付意欲を向上させ、生産の維持・拡大に取り組んでいくことが必要がある。</p> <p>また、生産性や品質が低い上に大豆農家も減少してきており、生産性向上となる技術等の要件を取り入れ、生産性及び品質の向上を図りながら大豆生産の確保を図る。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	黒大豆の作付面積 生産性向上の取組割合	目標	—	7.0ha (100%)	6.0ha (100%)	7.5ha (100%)
	黒大豆の作付面積 生産性向上の取組割合	実績	6.2ha —	4.6ha (100%)	—	—
内 容	高松市地域農業再生協議会が指定した黒大豆(基幹作・二毛作)の作付面積に対して加算					
具体的要件	<p>1)対象者: 実需者等に出荷・販売することを目的として、助成対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織</p> <p>2)対象水田: ①経営所得安定対策等営農計画書に記載された水田(水田活用の直接支払交付金の交付対象水田)</p> <p>3)対象作物: 黒大豆を基幹作又は二毛作として、生産性向上の取組みにより作付けした平成31年産(平成31年度内に収穫)のもの。</p> <p>4)その他要件 次に掲げる生産性向上のための技術等メニューのうち2つ以上に取り組むこと</p> <p>①播種・移植・収穫の適期管理 播種は6月25日頃、移植は播種後10～12日</p> <p>②県オリジナル品種「香川黒1号」の利用</p> <p>③中耕培土の2回以上の実施</p> <p>④適切な灌排水の実施</p> <p>⑤病虫害発生予察に基づく効率的防除の実施</p> <p>⑥選別機を利用</p> <p>⑦担い手(集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者)の作付け</p>					
取組の 確認方法	<p>1)対象者: 農業者は、出荷・販売状況が分かる書類を提出させる。また、集落営農組織については、規約と共同販売経理を確認</p> <p>2)対象水田: ①経営所得安定対策等営農計画書と水田台帳との照合による確認</p> <p>3)対象作物: 現地確認(8月)を実施</p> <p>4)その他要件 以下による確認</p> <p>[メニュー①③～⑥]作業日誌又は栽培履歴書により確認</p> <p>[メニュー②]種子の購入伝票により確認</p> <p>[メニュー⑦]</p> <p>(1)集落営農組織:規約と共同販売経理を確認</p> <p>(2)集落営農法人: 次の i 及び ii について、規約等により確認できる法人</p> <p>i 構成員が複数戸であること</p> <p>ii 集落等を単位とした農作業受託組織(法人を除く)を基礎として設立された法人であること(農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあつては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること)</p> <p>(3)認定農業者、認定新規就農者:市町の認定農業者及び認定新規就農者リストとの照合による確認</p>					
成果等の 確認方法	<p>黒大豆の面積は、2020年3月末までに支払対象面積を集計</p> <p>生産性向上の取組割合は、生産性向上に取り組んだ黒大豆の作付面積を黒大豆の作付面積で除して算出</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	高松市地域農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	耕畜連携生産加算					
対象作物	青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む)、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、イタリアンライグラス(基幹作、二毛作)					
単 価	10,000円/10a(上限)					
課 題	水田の有効利用を図るためには、畜産農家と耕種農家の連携の中で、転作田等で飼料用作物を生産して家畜の飼料として供給するとともに、耕種農家への堆肥供給等を行い、資源循環の取組を行っていくことが必要である。近年、WCS用稲等により、資源循環の取組が増加している。高松市においては、担い手以外の農家による飼料用作物の生産も拡大しており、継続した作付面積の拡大と農地の高度利用を進めるため、畜産農家との耕畜連携(資源循環)の取組を今後も積極的に推進していく必要がある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	耕畜連携を行った飼料用作物の作付面積	目標	-	-	20.0ha	25.0ha
	耕畜連携を行った飼料用作物の作付面積	実績	13.0ha	16.5ha	-	-
内 容	資源循環の取り組みによる耕畜連携が行われた飼料用作物の作付面積に対して加算					
具体的要件	<p>1)対象者 畜産農家等と資源循環による耕畜連携に取り組むことを目的として、助成対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織(なお、自家利用者は除く)</p> <p>2)助成対象水田 経営所得安定対策等営農計画書に記載された水田(水田活用の直接支払交付金の交付対象水田)</p> <p>3)助成対象作物(飼料用作物の範囲) 青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む)、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、イタリアンライグラスとする。</p> <p>4)交付対象の取組 地域の水田で生産された飼料用作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産された堆肥を飼料用作物を作付けする又は作付けした水田に施用する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ①連携の相手方となる者との間に、利用供給協定(原則、複数年)を締結すること。利用供給協定には、供給される飼料用作物の種類、飼料用作物を生産する者、堆肥を散布する者、ほ場の場所及び面積、堆肥の散布時期及び量、利用供給協定締結期間、その他必要な事項が記載されていること。 ②散布する者は、畜産農家(畜産農家が委託した者も含む。)とする。 ③堆肥の散布量が2t/10a以上であること。 ④堆肥の散布時期は、原則として当該年度とするが、農作業の効率化や飼料用作物の栽培上から早期に施用したほうが効果的と判断される場合については、前年度の冬期(12月～3月)の施用も対象とする。 ⑤同一年度において、堆肥散布の取組の助成を受けていない水田</p> <p>5)その他要件 助成対象者は、連携の相手方となる堆肥を散布する者と利用供給協定を締結した飼料用作物の生産者とする。</p>					
取組の確認方法	<p>1)助成対象者 農業者は、連携の相手方となる者との間に、利用供給協定(原則、複数年)を結び当該書類を提出したもの。集落営農組織については、規約と共同販売経理の確認及び連携の相手方となる者との間に、利用供給協定(原則、複数年)を結び当該書類を提出したもの。なお、自家利用者は除く。</p> <p>2)助成対象水田 経営所得安定対策等営農計画書と水田台帳との照合による確認</p> <p>3)助成対象作物 現地確認による確認</p> <p>4)交付対象の取組 ①利用供給協定:利用供給協定の写しで確認 ②堆肥の散布者及び散布量:作業日誌及び納品書等で確認 ③堆肥散布の助成を受けていない確認:環境保全型農業直接支払制度等、他の事業実施状況で確認</p>					
成果等の確認方法	耕畜連携が行われた飼料作物等の面積は、2020年3月末までに支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	高松市地域農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	地域麦担い手加算					
対象作物	麦類(二毛作)					
単 価	1,000円/10a(上限)					
課 題	水田の有効利用や農業所得の向上及び経営の安定化を図る観点から、麦は重要な作物であり、作付面積の拡大を進める必要がある。そのため、担い手を対象に支援し、農業者の所得増加とともに実需者からの増産要望に応えられるよう、香川県とも連携して生産拡大に取り組む。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	担い手の麦類(二毛作)の作付面積 5ha以上作付者の作付割合	目標	—	395.3ha (43.5%)	400.1ha 46.0%(75.0%)	410.0ha 50.0%(80.0%)
	担い手の麦類(二毛作)の作付面積 5ha以上作付者の作付割合	実績	392.5ha (41.8%)	387.1ha (76.7%)	—	—
内 容	担い手が取組んだ麦類の作付面積に対して加算					
具体的要件	<p>1)対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、麦類の生産に取り組む農業者、集落営農組織でかつ以下の要件を満たすこと</p> <p>(1) 集落営農組織</p> <p>    i 複数の農業者で構成される任意組織(規約等を定め、共同販売経理を実施)</p> <p>    ii 集落営農法人</p> <p>(2) 認定農業者</p> <p>(3) 認定新規就農者</p> <p>2)対象水田</p> <p>①経営所得安定対策等営農計画書に記載された水田(水田活用の直接支払交付金の交付対象水田)</p> <p>②農業共済に加入している水田</p> <p>3)対象作物 通常の栽培方法により作付けした2019年産(2019年度内に収穫)の麦類(二毛作) ※種子麦も含む</p>					
取組の 確認方法	<p>1)対象者</p> <p>(1)集落営農組織</p> <p>    ① 複数の農業者で構成される任意組織:         規約と共同販売経理を確認</p> <p>    ② 集落営農法人:         次の i 及び ii について、規約等により確認できる法人</p> <p>        i 構成員が複数戸であること</p> <p>        ii 集落等を単位とした農作業受託組織(法人を除く)を基礎として設立された法人であること(農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあつては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること)</p> <p>(2)認定農業者及び(3)認定新規就農者:     市町の認定農業者及び認定新規就農者リストとの照合による確認</p> <p>2)対象水田</p> <p>①経営所得安定対策等営農計画書と水田台帳との照合による確認</p> <p>②農業共済引受細目書により確認</p> <p>3)対象作物 農業共済引受細目書による確認</p>					
成果等の 確認方法	担い手の麦(小麦、はだか麦)の作付面積は、2020年3月末までに支払対象面積を集計5ha以上の作付割合は、5ha以上作付面積を全作付面積で除して算出					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。